

彙報

人口問題研究所參與發令

人口問題研究所官制第三條による參與は、昭和十五年二月五日付を以て左の通り發令せられた。

人口問題研究所參與被仰付
昭和十五年二月五日

參
考

人口問題研究所官制抜萃

第三條 人口問題研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

内閣統計局長川島孝蔵
企畫院部長中島清三
興亞院部長鈴木貞一

内務省計画局長 松村光磨

陸軍中將中村明人

海軍少將伊藤整

中野善輔

當時農村對策部長重政誠之

吉林省撫移局長 安井訓 一則

厚生省預防局長 高野六郎

厚生省衛生局長 林信夫

厚生省労働局長 藤原孝夫

厚生省體力局長 佐々木芳遠

厚生省社會局長 新居善太郎

厚生省職業部長 内藤 寛一

厚生書記官武皇一義

公案篇生陰影探
林春輝

從二位點一等關屋貴三郎

從三位黑二等上田與次郎

從四位寫三等那須

人口問題研究所參與會議

三月二十八日午前九時三十分より厚生省第二會議室に於て人口問題研究所參與會議を開催し左記の通り參與十九名、當研究所より岡田所長、北岡、中川兩部長以下各研究官參集し初顔合せを行つた。先づ岡田所長より別項の挨拶を兼ねて人口問題研究所設置の趣旨、目的を述べ北岡企畫部長より事業概況及調査研究計畫を詳細に説明し參與の意見を徵し之に對して那須參與、關屋參與、永井參與、松村參與等より頗る重要な意見の開陳あり午前十一時散會した。

出席の參與氏名	記
内閣統計局長川島孝彦	
企畫院部長中島清二	
内務省計畫局長松村光磨	
海軍省人事局長海軍少將伊藤整一	
農林省臨時農村對策部長重政誠之	
拓務省拓務局長安井誠一郎	
厚生省豫防局長高野六郎	
厚生省衛生局長林信夫	
厚生省勞働局長藤原孝夫	
厚生省體力局長佐々木芳遠	
厚生省社會局長新居善太郎	
厚生省職業部長内藤寛一	
厚生書記官武島一義	
從一位勳一等關屋貞三郎	
從四位勳三等那須皓	
正五位勳四等古屋芳雄	
從四位勳四等永井亨	
井上雅二	
暉峻義等	
昭和十五年三月二十八日人口問題研究所、	
參與會議に於ける岡田所長挨拶	
本日は昨年八月設置せられました人口問題研究所の機關と致しまして此の度參與の方々の御就任を見まつたにつきまして、本研究所の設置の趣旨を御話申上げ今後の研究方針に就て御意見を承り度いと存じまつて、御參集を煩はしました所、議會直後極めて御多用中にも拘らず打捕ひ御出席下され誠に有難く存じます。	

人口は國家社會の基礎でありまして、諸般の政策は直接間接人口問題に關聯せざるはないと云ふも過言ではありません。從つて人口問題の内容は廣範且複雑であります。我國に於て人口問題が朝野の重要な問題となつて以來年月は尙浅いのですが、その間に於てすらその問題の重點は幾變遷を示して居るのであります。我國に於ける最近人口問題の發展及本研究所設置の沿革を御話し申上げることはこの問題の種々なる方面に觸れることになりますので、先づ問題を沿革的に御話申上げ度いと存じます。

申上げる迄もなく人口は一國々力の基礎でありまして、その數及質の消長は直ちに國運の盛衰に關するのであります。從つて國家の發展の爲には優秀なる人口の數多き繁殖を計らなければならぬのであります。この點は何れの國、何れの時代に於ても變らざる人口政策の根本であります。然し乍ら多數の國民に対して食料その他の生活資料を確保すると云ふことは民政の根本義であります。然し乍ら多數の國民に對して政府の非常なる努力にも拘らず人口の増加に應じて内地の耕地及食糧を増加する譯には参らないのであります。其處で大正年代の後半より昭和の初めにかけて食糧と人口との關係が重要な問題となり、昭和二年七月政府は人口食糧問題調査會を設置してこの問題を審議したのであります。その調査會は種々有益なる資料及意見を提出したる外、人口問題の解決は一朝一夕になし得るものに非ざるを以て恒久的調査機關を設立すべきことを決議したのであります。この調査會は昭和五年廢されたのでありますが右決議が一の機縁と

なつて昭和八年財團法人人口問題研究會が設立されました。而してこの時は大正末年以後計畫された朝鮮及臺灣の產米增殖計畫が著々効を奏して、外地よりの米の移入が増した爲に米の不足と云ふ事は無く、却而米價の低落に悩んだのであります。大正末年以來の不況が益々甚しく失業者が續出し、如何にして多數の年増加し行く國民に職業を與へるかと云ふ事即ち人口過剩と云ふことが朝野の中心問題であります。然るに昭和十二年支那事變の勃發と共に我國は東亞新秩序の建設の大業に從事することになると、人口問題はその姿を一變して、如何にしてこの大業に堪ふべき多數の優秀なる人口を増加すべきかと云ふ問題となりました。昭和十二年十月開かれた第一回人口問題全國協議會は時局に伴ふ新たなる認識の下に常設國立人口問題研究所を設置すべきことを建議し、右建議が一の動機となつて昨年八月茲に人口問題研究所が出來たのであります。顧みますれば昭和二年人口食糧問題調査會の出來た頃から人口問題の重點は幾變遷を見ました。昭和二年の頃は人口と食糧の問題が朝野の憂慮の対象となり、其の後人口と職業との問題が識者の重要視する所となり、人口過剩の聲が喧しかつたのであります。が、今や問題は三轉して、如何にして人口の増加を計るかと云ふ人口問題本來の方面が強調せらるゝに至りました。斯くの如く人口問題の重點が變遷を示した事は、問題の内容が多面的な性質を有することを示すものであります。今日に於ても、食糧問題も職業問題も恒久的に解決せられたと言ふ譯ではなく、又昭和初年人口過剩論が盛んであつた時も一國々力の基礎が多數の人口にあると云ふことには變りはないのであります。

最初に申しました如く、多數の優良なる人口を増加すると云ふ事は國力の根本であり、常に人口政策の基調でなければならぬのであります。が、東亞新秩序の建設と云ふこの長期に亘る複雑多難なる事業に乗り出したらる我國は特にその痛切なる必要に驅られて居る 것입니다。

然るに輓近我國の世相を見ますに、我國の出産率は之を歐米に比すると遙に高いのであります。が、連年減退の趨勢にあります。而して人口の都市集中、工業化、産兒制限知識の普及、結婚年齢の遲延其の他歐米に於て出産率減少の原因として擧げられて居る所は凡て我國にも之を見るのであります。若し自然の推移に放任せば、我國も尙歐洲諸國の路を追ふものと思はれます。一方に於て我國死亡率も大體に於て減少の傾向にあります。が、之を歐米に比するときは尙甚だ高く、殊に結核死亡率の甚だ高く、而も、青少年期の結核死亡率の年々增加の趨勢にあることは誠に憂ふべき現象であります。更に戰時及事變に際しては人口の損耗に加ふるに出生率は減少し死亡率増加し、體質の悪化するのが各國の事例であります。我國も大體同様の傾向が見られるのであります。是等の問題につき總合的なる調査研究を遂げ國策の樹立に貢獻致することは正に本研究所の使命と考へて居る所であります。

この機會に一言人口問題研究所の組織に就て御詫申

上げますれば、本研究所は企畫部及調査部の二部に岐
れ企畫部は庶務會計の外調査の統轄及外部との連絡を
主管し、調査部は四班に分れ第一班は人口統計に關す
る事項、第二班は民族問題、第三班は人口と經濟に關す
る事項、第四班は人口衛生を夫々分擔致することになつ
て居ます。固より實際に於ては混然一體となつて相協
力して仕事を進めて居る事は申す迄もありません。

然し本研究所は僅少の研究官及研究官補を有するの
みで、直接手足を有しないのでありますから、各官廳
に於て作製せらるる統計資料を利用すると共に、調査
資料の蒐集には各位の御援助、御協力を頗さなくては
到底所期の目的を達することを得ないのであります。

參與は特に合議體でもなく、又決議機關でもないの
であります。殊に問題のある時は會議を開きます
が、會議を開かずとも必要に應じてその都度或は當所
より御援助を御願致し、或は各位より御意見御指導を
賜り度いと思ふのであります。何分宜しく御協力を願
ひます。

本日は本研究所に於ける研究項目及現にやつて居る
事に就て御報告申上げ、各位の隔意なき御意見を承り
度いと存じます。

所得階級別婚姻、出生及死亡調査要綱

所得階級別婚姻、出生及死亡調査要綱

一、調査の目的
出生增加及死亡減少方策に關する基本的研究資料作
成の爲所得階級別の婚姻、出生及死亡を調査せむと
す

一、調査の客體

昭和十四年一箇年間調査地域に現住し戸數割を納む
るもの及戸數割を免除せらるゝも一戸を構ふる者及

其の同居家族

一、調査の事項

(一) 戸數割階級別による男女、年齢及配偶關係別
人口(昭和十四年末現在)

(二) 戸數割階級別による婚姻年齢別男女初婚者
(昭和十四年中)

(三) 戸數割階級別による男女別出生兒及死產兒
(昭和十四年中)

(四) 戸數割階級別による男女、年齢及死因別死亡
(昭和十四年中)

一、調査の方法

關係市吏員に委嘱し、戸數割原簿、戸籍簿、世帶
簿、寄留簿、婚姻届、出產届、死亡届等により必要
事項の調査集計を行ひ別掲結果表様式に記入せしむ

一、調査の地域

青森市、盛岡市、秋田市、山形市、市川市、甲府市、
沼津市、四日市市、宇都市、松江市、新居浜市、大
牟田市、延岡市、外六市交渉中

備考

昭和十五年二月十九日、豫ねて計畫中の所得階級別
婚姻、出生及死亡調査要綱の決定を見、直ちに之を實
施することとなつた。其の要綱を掲ぐれば左の如くで
ある。

(イ) 戸數割階級の區分に就ては昭和十四年度に

依り先づ勤勞所得のみを有する者に對する戸數
割納稅額を求め之を標準とし勤勞所得者、財產
所得者及事業所得者に付左の四級に分つ

一、最下級 勤勞所得のみ年額六百圓ある者に
對する戸數割以下戸數割(勤勞所得六百圓
より少なく又は全く無きも財產あるにより之
に相當する戸數割を納むものを含む以下之
に同じ)

納稅者並に戸數割免稅者にして一戸を構ふる
者

二、下級 前號の戸數割を超える勤勞所得年額
一千二百圓ある者に對する戸數割以下の戸數
割納稅者

三、中級 前號の戸數割を超える勤勞所得年額
三千圓ある者に對する戸數割以下の戸數割納
稅者

四、上級 前號の戸數割を超える戸數割納稅
者

(ロ) 戸數割を課せられたる者の同居家族員は總
て戸數割を課せられたる者と同一所得階級に屬
するものとす

(ハ) 調査の事項(二)は當該結婚に依り新に調査
の客體たる世帯の世帯員となりたる者に就ては
之を調査せず

但し調査の客體たる世帯の世帯員が結婚に依り
他の世帯員となりたる場合には調査を要す

以上